

公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果(案) (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(社)日本道路協会	年会費	300,000	30,000	H23.6.15	日本道路協会は、道路及び交通の発達を推進するため、道路政策のあり方の研究や道路技術に関する調査研究活動を通じて、道路に関する知識の普及啓発を行っている。 道路事業に携わる当機構としても、同協会の活動とは密接な関連があることから、同協会が設置している委員会の委員として当機構の職員が活動しており、また関連情報の収集や講習会等の活動に参加することは業務の円滑な遂行に資するものであり、同協会の会員となり、会費を支出するものである。	特社	国所管	平成23年度は会費として30万円を支出したが、平成24年度は同協会が定める会費の最低の額である3万円に見直すこととしており、適切な見直しが行われているものと思慮する。 なお、同協会への会費の支出については、毎年度点検を行い、その必要性等について検討すべきものとする。	有
(社)建設広報協議会	年会費	150,000	100,000	H23.5.31	建設広報協議会は、道路事業を始めとした国土基盤整備に対する国民の関心を高め、国土の保全と開発の推進に寄与するため、国土交通行政の意義及び重要性並びに施策の目的及び内容についての広報活動を推進している。 機関誌を発行していない当機構としては、高速道路事業に関する広報ツールとして同協議会の広報誌等を活用することは有用かつ必要であることから、同協議会の会員となり、会費を支出するものである。	特社	国所管	平成23年度は会費として15万円を支出したが、平成24年度は同協議会が定める会費の最低の額に見直すこととしており、適切な見直しが行われているものと思慮する。 なお、同協議会への会費の支出については、毎年度点検を行い、その必要性等について検討すべきものとする。	有
(社)日本能率協会	年会費	100,000	100,000	H23.6.10	日本能率協会は、組織の様々な階層を対象にマネジメント・リーダーシップ研修を広く実施しており、法人会員となることで、研修参加料の割引を受けられることができる。 当機構の実績として、平成23年度の研修参加料の割引額の合計額(約30万円)は、年会費(10万円)を超えており、会員となることで研修経費の節約に寄与することから、同協会の会員となり、会費を支出するものである。	特社	国所管	平成23年度の会費の支出額10万円は同協会が定める会費の最低の額となっており、また、研修参加料の割引を約30万円受けており、この支出は妥当なものと思慮する。平成24年度も同額を支出することとしており、適切なものであると思慮する。 なお、同協会への会費の支出については、毎年度点検を行い、その必要性等について検討すべきものとする。	有
(社)日本能率協会	研修参加料	2,579,745	—	H23.10.24他研 修受講の都度	日本能率協会が主催する研修に参加することにより、当機構の役職員の管理能力、リーダーシップ能力等の能力全般を育成することは、当機構の業務の適切な遂行に寄与するものである。このため、同協会に研修参加料を支出するものである。	特社	国所管	平成23年度は同協会への研修参加料として約258万円(17名参加)を支出したが、平成24年度も研修参加実績に応じて参加料を支出することとしている。なお、当該研修参加料は、当機構が同協会の法人会員になることにより割引を受けられることとなっており、適切なものであると思慮する。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。